

# 御船町農業委員会会議録

平成 29 年 8 月 10 日

御 船 町 農 業 委 員 会

平成 29 年 8 月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 8 月 10 日 (木) 午後 1 時 30 分から 3 時 00 分
2. 場 所 庁舎 3 階 大会議室
3. 出席委員 (19 名)  
会 長 1 番 鶴野 幸典  
会長職務代理者 2 番 富田 早苗  
委 員 3 番 荒木 義一  
委 員 4 番 竹崎 幸雄  
委 員 5 番 山本 富士夫  
委 員 6 番 田中 安男  
委 員 7 番 緒方 顯治  
委 員 8 番 川地 良一  
委 員 9 番 上田 洋介  
委 員 10 番 山下 啓四郎  
委 員 11 番 後藤 博文  
欠席者 14 番 河地 友好 1 名  
委 員 12 番 藤村 俊治  
委 員 13 番 藤田 邦弘  
委 員 14 番 河地 友好  
委 員 15 番 芥川 誠  
委 員 16 番 藤本 隆盛  
委 員 17 番 松岡 信浩  
委 員 18 番 江藤 弘  
委 員 20 番 荒木 崇
4. 議事日程
  - 1 開会
  - 2 会長挨拶
  - 3 議事録署名委員の指名
  - 4 議案第 36 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
  - 5 議案第 28 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条について
  - 6 報告書第 7 号耕作証明書発行の件について
  - 7 その他
5. 農業委員会事務局職員  
課 長 藤野 浩之  
係 長 山下 直樹  
主 事 白石 加奈子

## 1 開会

開 会 (事務局) こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。只今より平成 29 年 8 月の総会を始めさせていただきます。14 番の河地 友好委員が欠席で、本日は 18 名の委員さんの出席であります。それでは、審議に入る前に総会の成立を宣言いたします。御船町農業委員会第 6 条に基づき委員さん 18 名の委員の御出席をいただいておりますのでこの総会が成立することを宣言いたします。只今より平成 29 年 8 月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会議規則第 4 条に基づき鶴野会長お願いいたします。鶴野会長議事進行をお願いいたします。

## 2 会長挨拶

はい。こんにちは。心配しておりました台風 5 号も九州に上陸かと心配しておりましたが、どうやら九州は逃れまして一安心しているところであります。今後も台風シーズンでありますので熊本へ近づかないことを祈っている次第でございます。先月の 20 日から 7 月 31 日迄 5 日間に渡り非農地の現地確認ということで暑い中、お疲れ様でした。これで、前期も終了致しました。協力していただきありがとうございました。また、後期の現地確認も暮れに実施されると思いますので又そのときはよろしくお願いいたします。先月の総会時にお話しておりました、農業委員会の新制度について検討会総会終了後行います。総会のその他においてお願い等がございますのでよろしくお願いいたします。さっそくではありますが、議案審議を行います。

議 長 それでは、議事録署名委員の指名を行います。4 番 竹崎委員 5 番 山本委員を指名いたします。宜しくお願いいたします。

議 長 それでは、議案の審議に入ります。議案第 36 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

## 3 議案第 36 号農地法第 5 条の規定による許可申請について

事務局 はい、1 ページをご覧ください。

議案第 36 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき別紙のと  
おり許可申請があったので、意見の決定を求める。

平成 29 年 8 月 10 日提出 御船町農業委員長 鶴野 幸典。

次のページをご覧ください。

議案書 5 条

① 物件の表示 大字〇〇字〇〇 地番 △ 地目 畑  
面積  $\Delta\text{m}^2$

譲渡者の住所 氏名 〇〇県〇〇市〇町△番△号

〇〇 〇 外 1 名

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△ 〇〇 〇〇

理由 5 条許可所有権移転 転用目的 資材置場・駐車場。

② 物件の表示 大字〇〇 字〇〇〇 地番 △

地目 畑 面積  $\Delta\text{m}^2$

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

理由 5 条許可所有権移転 転用目的 個人住宅。

③ 物件の表示 大字〇〇 字〇〇 △の一部 地目 畑

面積 $\Delta\text{m}^2$ の内 $\Delta\text{m}^2$

譲渡者の住所 氏名 〇〇市〇〇区〇〇△丁目△番△号

〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△ 〇〇 〇〇〇外 1 名。

理由 5 条許可所有権移転 転用目的 個人住宅 2 棟。

④ 物件の表示 大字〇〇字〇〇 △の一部 地目 畑

面積 $\Delta\text{m}^2$ の内 $\Delta\text{m}^2$

譲渡者の住所 氏名 〇〇市〇〇区〇〇△丁目△番△号

〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 〇〇市〇〇区〇〇△丁目△番△号C

〇〇 〇〇 外 1 名。

理由 5 条許可所有権移転 転用目的 個人住宅。

以上農地法第 5 条所有権移転 4 件です。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました 4 件 4 筆の個人住宅・資材置場  
及び駐車場の申請でした。では、事務局より①要件等の説明を  
お願いいたします。

事務局

はい、3 ページをご覧ください。

議案第 36 号 受付番号 1 番 〇〇 〇〇

場所に関しては、5・6 ページをご覧ください。場所につきま

しては、解りづらいのですが、県道甲佐・御船線がございます。前回、隣の敷地で資材置場が出た隣接農地であります。立地基準です。農地の区分としては、第2種農地と判断しております。面積は、△㎡あります。申請地は、第2種農地であり、役場より2.5kmほど離れており、東側を農地、西側を雑種地、南側を水路、北側を県道に囲まれている。申請者は隣接地を土木建設業の資材置場として転用し、利用しているが、事業拡大に伴い、更に資材置場が必要となったため、隣接地である今回の申請地の地権者と話し合いをした結果、話がまとまり、今回、農地法第5条申請に至った。周辺は未整備の小規模な畑作地帯で、周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断いたしました。続きまして、一般基準です。

1. 資力及び信用は、資金につきましては自己資金で対応ということで通帳の写しにおいて確認したところ特に問題は無いと判断いたしました。

3. 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、工期は平成29年8月27日から平成29年12月31日までに工事を完了する予定でございます。

4. 計画面積の妥当性ですが、畑1筆△㎡を、資材置き場として使用する計画であり、配置に不合理な点は見当たりませんでした。

8. 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を資材置き場に転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。雨水に関しては、自然地下浸透、オーバーフローは側溝へ放流する計画であります。申請地周囲の同意はいただいております。4ページに事業計画があります。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。

議長 はい、ありがとうございました。資材置き場への転用でござい

ます。担当の 12 番 藤村委員お願いいたします。

12 番 はい、事務局の説明と現地確認等で説明させていただきます。現況としては、竹と雑木等がおい茂っている様子です。全体的に日が当たらない状況で暗く、整備されたら周囲が明るくなりよくなると判断いたします。周囲の同意も取っており何も問題はございません。審議の程をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局、農業委員の意見をお伺いいたしました。現況は荒廃農地であるという事ですね？皆さんの方で何かご意見等がございましたらお願いいたします。

全委員 ございません。

議 長 意見等がございませんので、①に関して、許可相当であると思われる方は、挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可相当と決定いたします。続きまして、事務局より②の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案第 36 号受付番号 2 番 ○○ ○○

場所につきましては、10・11 ページをご覧ください。○○という集落がございますが、基盤整備してあるところに 5・6 軒住宅がありますが、その中の一角の申請地となります。面積につきましては、畑 1 筆面積が△m<sup>2</sup>であります。

申請地は、役場より 2km 離れた東側・西側・北側を宅地、南側を道路に囲まれた畑の一角であります。現在申請人は、申請地近隣の借家に居住しております。子供の成長と共に、現在の借家が手狭になり、また、学校・病院にも近く買い物等にも利便性がいいことから、今回、個人住宅建築を計画し、農地法第 5 条申請に至った。申請地は、1 種農地ではあるが、住宅区その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される農地であり、例外的に転用が出来ると判断される。

一般基準です。

1. 資力及び信用は、借入金にて対応する計画であり、ローン仮審査終了通知書により事業に必要な資金を有していると判断される

2. 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、転用の妨げとなる者は存在しません。

3. 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、工期は平

成 29 年 9 月 1 日から平成 29 年 12 月 25 日までに工事完了。

6.計画面積の妥当性ですが、畑 1 筆△m<sup>2</sup>を個人住宅とする計画であり妥当と判断する。11 ページに排水計画が掲載されております。

8.周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を個人住宅へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。給排水計画ですが申請地△番地に御船町上水道事業の既設本管から△番地を経由し給水する。雨水排水に関しては、申請地内にて蓋つきU字溝を施工し、敷地の雨水を集水後隣接する△番地経由し既存水路へ放流する。こちらにつきましても、排水同意を得られております。11 ページに排水計画図が掲載されております。12 ページに現在の畑の様子が載っております。周囲は宅地が建ち並んでいる状況であります。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。以上です

議 長 はい、ありがとうございます。ここは、13 番委員ですので、意見・説明をお願いいたします。

13 番 はい、現地確認に参りまして、規模が大きい敷地内の畑でありましたが、現在は、写真の通り荒れている農地であります。隣接農地の方からも同意は得ておりますので、何ら問題はございません。審議の程をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局及び担当委員より説明がございました。皆さんの方で何かご質問等がございましたらお願いいたします。ございませんか。

全委員 議 長 はい、ございません。  
意見等がございませんので、許可相当であると思われる方は、挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可相当と決定いたします。続きまして、事務局より③④は、譲渡者が、同人でありますのでまとめて要件等の説明をお願いいたします。

事務局 はい、13 ページをご覧ください。

議案第 36 号 受付番号 3 番 ○○ ○○○

4番につましても同場所で申請が上がってきております。立地基準です。農地の区分として、第2種農地と判断しております。場所に関しては、16ページをご覧ください。赤で色塗りしてあるところであります。申請地と記入してあるところが③番の申請地で、それ以外の赤の場所が④番の申請地であります。親子3代が、震災により被害を受けられ現状の宅地には建て替えが出来ないためこちらへ移転して生活がしたいという希望がございました。(個人住宅3棟の計画であります。)③につきましては登記簿上の面積は $\Delta$ m<sup>2</sup>の内 $\Delta$ m<sup>2</sup>であります。(それぞれ分筆して家を構える約束であります。)面積につきましては、2軒であるためおおむね $\Delta$ m<sup>2</sup>以内であり、県としては認めますという事でした。申請地は第2種農地であり、役場より4.0kmほど離れており東側を道路、その他を農地に囲まれております。申請者は熊本地震により、住宅が大規模半壊となり、地盤も被害を受けているため、そこでの建替えは厳しいことから周辺を探していたところ、申請地の所有者と話が進み、今回、親子で個人住宅2棟の建築計画をし、農地法第5条申請に至った。周辺は未整備の小規模な畑作地帯であり周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断いたしました。続きまして、一般基準です。

1. 資力及び信用は、資金につきましては借入金及び自己資金で対応ということでローン事前審査結果通知及び通帳の写しにおいて確認したところ特に問題は無いと判断いたしました。

3.申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、工期は平成29年10月1日から平成31年6月30日までに工事を完了する予定でございます。

4.計画面積の妥当性ですが、畑1筆 $\Delta$ m<sup>2</sup>を、個人住宅2棟として使用する計画であり、配置に不合理な点は見当たりませんでした。

8.周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地に個人住宅を2棟建設のために転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を



及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。雨水に関しては、自然地下浸透、それ以上は側溝へ放流する計画であります。申請地周囲の同意はいただいております。14 ページに事業計画があります。給排水計画については、既存の御船町水道管より引き込み取水。敷地内の雨水は集水後、既存道路側溝へ接続放流。生活雑排水・汚水は合併浄化槽処理後、道路側溝へ放流計画であります。現状の状況は 18・19 ページに載せております。併せて残りの部分を説明いたします。

議案第 36 号 ○○ ○○ 外 1 名

内容としては、③番と一緒にあります面積は $\Delta$ ㎡であります。東側を道路、西側を宅地、南・北側を農地に囲まれた箇所であります。申請者は熊本市内のアパートに住んでおり、子供の成長とともに現在のアパートでは手狭になってきた。その様な中、熊本地震において、祖父母の住宅が大規模半壊となり、地盤も被害を受けたため建替えをする計画を聞き、自分も御船町において祖父母の世話も出来ることから、今回の申請地で個人住宅建築の計画をし、農地法第 5 条申請に至った。

2 一般基準です。

資力及び信用 借入金及び自己資金にて対応する計画であり、住宅ローン事前審査結果通知及び通帳の写しにより事業に必要な資金を有していると判断されます。

申請に係る用途に遅滞無く供することの確実性として、工期は平成 29 年 9 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日までの計画で、遅滞無く供することに問題はあります。計画面積の妥当性として、畑 1 筆 $\Delta$ ㎡の敷地に個人住宅の計画であり、配置等について妥当と判断する。事業計画としては、先ほど説明した内容は③番と同様であります。総合判断として、③④番について、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。

議 長 はい、ありがとうございます。個人住宅の転用でございます。担当の 2 番 富田委員お願いいたします。

2 番 はい、事務局の説明と現地確認等で説明させていただきます。周りに畑が存在しておりますが、個人住宅が建つということで雨水・日照権などの問題は発生いたしません。周囲の同意も取ってあり何も問題はございません。審議の程をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局、農業委員の意見をお伺いいたしました。皆さんの方で何かご意見等がございましたらお願いいたします。

全委員  
議 長 ございません。

意見等がございませんので、③・④番に関して、許可相当であると思われる方は、挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可相当と決定いたします。事務局より議案第 37 号を提案いたします。説明をお願いいたします。

事務局 はい、26 ページをご覧ください。 議案第 28 号

農業経営基盤強化促進法第 18 条の基づき別紙について、意見の決定を求める。

平成 29 年 8 月 10 日提出 御船町農業委員会会長鶴野 幸典。  
次のページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表の新規分です。今月は、農業公社を通しての所有権移転であります。今回は 2 件であります。田の△㎡であります。畑等はございませんので計の△㎡であります。次の 28 ページです。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集計計画 を定める。

平成 29 年 8 月 10 日提出 上益城郡御船町。

次のページをご覧ください。

平成 29 年第 8 回農用地利用集積計画総括表です。左側に今月分、右側に本年累計です。今月は所有権移転のみとなります。所有権移転に関しましては、田△㎡となっております。本年累計としては、田の合計△㎡、畑の合計△㎡、合計で△㎡です。所有権移転△㎡。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。利用権設定一覧・利用集積計画総括を提案いたしました。皆さんからご質問等がございましたらお願いいたします。

議 長 ございませんか。それでは、利用権設定並びに利用集積計画について、承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

全委員賛成で、承認、決定いたします。続きまして、議案第 38 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案第 38 号。農地法の運用について第 4 (3) の規定に基づき別紙のとおり非農地と判断することについて意見の決定を

求める。

平成 29 年 8 月 10 日提出 御船町農業委員長 鶴野 幸典。

議案書 31 ページから 33 ページが委員承認された分です。

議案書 34 ページから 35 ページが委員否認された分です。

この分を判断していただきたいと思います。

非農地判断前期分として、7 月 20 日から 7 月 31 日このうちの 5 日間現地確認をしていただきました。件数としては 12 件 55 筆、面積が 41,237.5 m<sup>2</sup>でありました。内、承認部分が、36 筆、31,742.5 m<sup>2</sup>であります。否認部分が、19 筆 9,495 m<sup>2</sup>でありました。現状としては、山間部を中心とした申請でありました。非農地の内容が、理解されていない方々もいらっしゃいました。農地が管理されている農振地区が多かったようであります。農振が除外できる場所は、申請書を提出していただくこととなります。机上配布しております参考資料がございますのでご覧ください。鉄塔が写っているのがあります、ここは〇〇〇村の南側の農地であります。鉄塔から鉄塔の間が、9 千 m<sup>2</sup>ございまして、全部畑だったのが、30 年耕作していなかったら、このような状況になってしまいました。2 ページ見ますと、現地は〇〇の〇〇というところではありますが、判断としては、耕作可能と判断された農地であります。もう少し努力すれば農地へ戻るであろうと判断できます。議長に承認の議決をお願いいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。只今事務局より説明がございました。この案件で何か質問等がございましたらお願いいたします。

非農地として承認いただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認されました。

事務局 はい、補足説明をさせていただきます。本年度から現地写真と承認通知と一緒に法務局へ提出していただくことになりました。報告しておきます。以上です。

議長 はい、続きまして、報告第 12 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、36 ページをご覧ください。

報告第 7 号 別紙のとおり「耕作証明書」を発行したので報告する。

平成 29 年 8 月 10 日提出 御船町農業委員会 今月は、4 件

の耕作証明を発行しております。耕作証明書の内容としては、37・40 ページに添付しておりますのでご確認ください。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。これは、報告でありますので皆さんの方でご理解ください。議案審議は以上です。他に何かございませんか。では、その他に移ります。事務局から説明をお願いいたします。

事務局 はい、御船町非農地通知事務取扱規程について変更の件  
取り扱い内容の一部変更についてのお知らせをしておきます。  
【内容説明】

議 長 はい、ありがとうございます。非農地通知事務取扱規程内容の一部変更についてのお知らせでした。この変更点を承認いただける方の挙手をお願いいたします。 はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認いたします。続きまして、事務局よりお願いいたします。

事務局 はい、非農地証明願が提出されました。

申請者 住所 ○○町○○△番地

氏名 ○○ ○○○

下記の土地は、昭和 27 年 10 月 20 日以前から宅地となっており、農地法第 2 条に規定する農地でないことを証明願います。

土地の所在

御船町 大字○○字○○○ △番 面積△㎡

御船町 大字○○字○○○ △番 面積△㎡

所有者 ○○ ○○○

場所につきましては、次のページになります。位置図・字図を見ていただくと△番がありますが、ここは宅地で△・△番が農地であります。△が入口であります△は倉庫が建っております。昔から宅地であったようであります。現地確認の立会いは農業委員 2 名以上の確認が必要でありますので藤本委員・荒木崇委員に確認していただきました。△番は倉庫が建っているところ  
であります。△番は庭のような植栽がしてあります。2 名の委員に確認していただきました。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。ここは○○でありますので、担当の 16 番委員意見をお願いいたします。

16 番 はい、現地確認へ参りました。只今、説明があつた通りであり

ます。写真のとおりであります。納屋・庭となっております。  
農地ではなく宅地であると判断できます。

議 長 はい、ありがとうございました。只今、事務局及び委員からの  
意見がございました。この件につきまして、意見がある方はご  
ざいませんか。

全委員  
議 長 ありません。

では、この非農地証明願いについて承認していただける方の挙  
手をお願いいたします。はい、ありがとうございました。全委  
員賛成で承認されました。他に事務局よりございませんか。

事務局 はい、来月 9 月 28 日～29 日 2 日間の日程で農業委員視察研修  
がございます。場所につきましては、鹿児島県始良市・いちき  
串木野市の研修となります。新制度の農業委員体制の研修であ  
ります。出欠を取りますので事務局まで連絡をお願いいたしま  
す。続きまして、  
農業委員積み立て旅行について説明いたします。

【説明は省略】

来月の農業委員会総会は、9 月 11 日（月）13：30～本庁舎 3  
階大会議室で行います。よろしくをお願いいたします。

議 長 お願いですが、今年九州北部豪雨で被災された方に義援金をと  
いう話が来ております。熊本県農業会議で行われるようであり  
ます御船町でも大変お世話になっておりますので皆さんから  
も支援をいただきたく思いますので協力をお願いいたします。積  
立金にて対応させていただきます。承認いただきありがとうございます  
ございました。

これで総会は、終了いたします。お疲れ様です。

上記のとおり会議の顛末を記載し相違なきことを

証明するためにここに署名する。

5 番

⑩